体外診断用医薬品製造販売承認申請用チェックリスト(案)

改正薬事法に基づく体外診断用医薬品の製造販売承認申請について、申請書及び添付資料の記載内容で申請前の形式的な確認が必要な事項を中心にチェックリストを作成しております。承認申請書類の作成及び承認申請書類提出の際にご活用ください。

また、体外診断用医薬品の申請手続相談等の相談を受けられる際にもご活用ください。

なお、 本チェックリストは、できる限り共通する事項をまとめたものですが、全ての体外診断用 医薬品に一律に適用できるものではなく、承認申請を行う個々の品目の特性に応じて選択的に活用 すべきものです。

また、本チェックリストは適宜見直し、継続的にその充実を図っていくことを計画していますので、 その時点での最新版をご参照下さい。

チェックリストに掲げる事項について不明な点がある場合は、事前面談又は簡易相談を実施しておりますのでご利用ください。

1. 全般的確認事項

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|-------------|-----------------------------------|----|
| | 承認・認証不要品目、第三者認証品目ではなく、大臣承認の品目で | |
| | あるか。 | |
| | 以下のいずれかに該当するか。 | |
| 申請品目の区 | ・新規品目(新規項目を検出又は測定しようとする品目)である。 | |
| 分 | ・承認基準外品目(承認基準の定めのない品目)である。 | |
| | ・承認基準品目(承認基準の定めがあり、承認基準に適合する品目) | |
| | である。 | |
| | ・基準不適合品目(承認基準、適合性認証基準、承認・認証不要基準 | |
| | の定めがあり、その基準に適合しない品目)である。 | |
| | 資料がきちんと綴じられているか | |
| | 誤字、脱字、不鮮明な箇所等はないか | |
| | 製造販売業の許可書の写しが添付されているか | |
| | 「医薬品承認審査申請書」が添付されているか。 | |
| 資料の編集 | 「医薬品承認審査申請書」には、適正な「区分」、「販売名」、「手数 | |
| 貝竹の棚来 | 料の金額」が記載されているか。 | |
| | 「医薬品承認審査申請書」の裏面に、「連絡担当者名」、「電話番号」、 | |
| | 「FAX 番号」が記載されているか。 | |
| | 「医薬品承認審査申請書」の裏面に、手数料を振込んだ証明(振込金 | |
| | 受領書の写し等)が貼付されているか。 | |

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|-------------------|--|----|
| 一部変更承認 | 変更の範囲が承認事項の一部変更申請の範囲(平成 17 年 2 月 16 日薬 | |
| 申請 | 食機発第 0216005 号体外診断用医薬品の製造販売承認申請に際し留 | |
| 十 ^二 百月 | 意すべき事項別紙3に記載)に該当しているか。 | |

【申請書】

2. 申請書表紙

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|-------------|------------------------------------|----|
| | 申請にあった様式か:様式第二十二(二) | |
| 様式 | (外国製造販売承認の場合) | |
| | 様式第五十三 (二) | |
| | 所要額の収入印紙が用意されているか。 | |
| 手数料 | 申請書が受理される段階で収入印紙を貼付する。なお、収入印紙に | |
| | は割印を押さないこと | |
| FD 申請 | FD 申請の場合、一般名、販売名が記載されているか(その他は空欄)。 | |
| 紙申請 | 紙申請の場合、申請書表紙の各項目(別紙に記載の場合はその旨)が記 | |
| 水八十 百月 | 載されているか。 | |
| 申請年月日 | 申請年月日は正しく記載されているか。 | |
| 厚生労働大臣 | 厚生労働大臣名の記載は不要であるが、記載する場合は正しく記載 | |
| 名 | されているか。 | |
| 申請者住所 | 申請者住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)、氏名(法人の場合 | |
| 中明省江河 | は名称及び代表者氏名)が正しく記載されているか。 | |
| 申請社印 | 申請者印(代表者印)の捺印があるか。 | |
| 連絡先 | 紙申請の場合、連絡先の氏名、電話番号、ファックス番号、業者コ | |
| 建 桁兀 | ードが記載されているか。 | |
| | 申請書正本1通、副本2通が準備されているか。 | |
| 部数 | 添付資料は正本に1部、副本に1部添付されているか。 | |
| L L L J X | 承認前試験対象品目にあっては、申請書の写し及び添付資料が 1 部 | |
| | 提出されているか。 | |

3. FD 申請共通ヘッダ

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|---|---|----|
| | 様式の別を示す記号が記載されているか。 | |
| | | |
| | <コード: F05(外国製造体外診断用医薬品製造販売承認申請書)> | |
| 様式 | <コード: E15(体外診断用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請書)> | |
| | <コード:F15(外国製造体外診断用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申 | |
| | 請書)> | |
| | 業者コードが正しく記載されているか。 | |
| | (提出する者の業者コード(9 桁)を記載する。下 3 桁は 000 とする。) | |
| | 管理番号が記載されているか。 | |
| | (申請者が適宜設定した任意の3桁の管理番号を記載する。) | |
| +6 111-44 | 郵便番号及び住所が記載されているか。 | |
| 提出者 | (法人にあっては主たる事務所のものを記載する。) | |
| | 法人名、代表者氏名及びそのふりがなが記載されているか。 | |
| | (ふりがなの記載にあっては、ふりがな、カタカナの名称であっても | |
| | ひらがなで記載する。株式会社から始まる名称の場合は、「かぶしき | |
| | がいしゃ」は除いてふりがなを記載すること) | |
| 扣不予 | 氏名欄に担当者の氏名を、連絡先に担当者の連絡先が記載されてい | |
| 担当者 | るか。 | |
| | 外国製造販売承認に係る場合、選任製造販売業者の住所、法人名、 | |
| 選任製造販売 | 代表者名が記載されているか。 | |
| 業者の場合 | (住所欄には申請者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)を | |
| | 記載し、法人名欄、代表者氏名欄にはそれらの名称を記載する。) | |
| 再提出情報 | 再提出の場合は、再提出の記号が記載されているか。 | |
| TTIELLI II TK | (<コード:2(再提出)>) | |
| 提出先 | <コード:1(厚生労働省)>が記載されているか | |
| 提出年月日 | 鑑上記載の年月日と同じ年月日であるか | |
| 1左山十万口 | 7 桁、平成-2 例)平成 17 年 11 月 29 日→2171129 | |
| | 添付ファイルがある場合、添付される任意のファイルの名称を記載 | |
| 添付ファイル | されているか。 | |
| 情報 | なお、その場合、そのファイルは PDF 形式の 1 つのファイルである | |
| | か。 | |

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|---------|-------------------------------------|----|
| | 手数料コードが正しく記載されているか。 | |
| | <コード:GEA(体診製造販売承認(承認基準なし))> | |
| | <コード:GEB(体診製造販売承認(承認基準あり))> | |
| 手数料 | <コード:GEC(体診製造販売承認(承認基準あり)(シリーズ追加))> | |
| 一一一一一一一 | <コード: GJA(体診製造販売一部変更承認(承認基準なし))> | |
| | <コード:GJB(体診製造販売一部変更承認(承認基準あり))> | |
| | <コード:GJC(体診製造販売一部変更承認(承認基準あり)(シリーズ追 | |
| | 加)) > | |

4. FD 申請構成製品

| | 項目 | チェック内容 | 確認 |
|-----|-----|---------------------------------|----|
| | 構成 | 単品の場合は、「1」と入力してあるか。 | |
| 構 | 製品数 | シリーズの場合は、構成製品数が記載されているか。 | |
| 成 | 構成 | 単品の場合は、「単品のため記載なし」と記載されているか。 | |
| | | シリーズの場合は、連番と構成製品名が記載されているか。 | |
| 構 | 連番 | 各構成製品の連番が記載されているか。 | |
| 成製品 | 構成 | 単品の場合は、販売名が記載されているか。 | |
| | 製品名 | シリーズの場合は、連番に対応する構成製品名が記載されているか。 | |

5. 申請書内容

| | 項目 | チェック内容 | 確認 |
|----|-----|---------------------------------------|----|
| | | 一般的名称及び分類コードが正しく記載されているか。 | |
| | | 一般的名称がない場合、備考欄に当該体外診断用医薬品の概要(測定 | |
| | | 項目の概要及びその体外診断用医薬品の臨床的な意義を含む。300 | |
| | | 字程度のもの)が記載されているか。また、平成 19.2.8 事務連絡に示 | |
| 名称 | 一般的 | されている別紙様式をつけているか。 | |
| 称 | 名称 | (平成 19 年 2 月 8 日厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査 | |
| | | 管理室事務連絡「一般的名称のいずれにも該当しない医療機器及び | |
| | | 体外診断用医薬品の一般的名称の取扱いについて」を参照) | |
| | | 複数の測定項目等を同時に測定できるものの申請については、該当 | |
| | | する全ての一般的名称と分類コード番号が列記されているか。 | |

| | 項目 | チェック内容 | 確認 |
|--------|------------------|----------------------------------|----|
| | | 記載されているか。 | |
| | | 一般的に用いられている名称ではないか。また、他社の同類の製品 | |
| | | と区別できるか。 | |
| | | 英文字、数字、記号のみで構成されていないか。 | |
| | | (但し、診療報酬点数表にて使用されている等、一般的に使用されて | |
| | | いる英文字である場合は差し支えない。) | |
| 名称 | 販売名 | 一物多名称として申請する場合その旨を備考欄に記載してあるか。 | |
| | | 一物多名称として申請する場合その理由を説明する資料が添付され | |
| | | ているか。 | |
| | | 一物多名称として申請する場合販売名ごとに申請が行われている | |
| | | か。 | |
| | | 一物多名称として申請する場合各申請書について、申請内容に差異 | |
| | | がないことを十分に確認したか。 | |
| | | 測定検体、測定項目、検出(定性試験の場合)・測定(定量試験・半定 | |
| | | 量の場合)の別が記載されているか。 | |
| | | 検出及び測定を行うキットの場合は「…の検出又は測定」のように | |
| | | 記載されているか | |
| | | 測定項目に略号等を用いる場合、学会等で公知とされている名称が | |
| 使用 | 目的 | 併記されているか。 | |
| 区川 | ПΗЭ | 測定検体は「全血」「血清」「血漿」「糞便」等、検体種が明確に記載 | |
| | | されているか。 | |
| | | 複数の検体種を測定する試薬である場合は、「血清又は血漿中の…」 | |
| | | のように記載されているか。 | |
| | | 臨床的意義を記載する場合は「…の診断の補助」のように記載されて | |
| | | いるか。 | |
| | | 構成試薬の名称は記載されているか。 | |
| π/: | (1)構成 | 形状、構造が性能に影響しない試薬については、剤型が記載されて | |
| 形状 | 試薬 | いるか。 | |
| 構 | р. ч .//С | 標準液が複数ある場合は、名称とともに数字や識別記号をつけ、そ | |
| 構造及び原理 | | の試薬が複数あることがわかるように記載されているか。 | |
| 及び原 | | 形状、構造が性能に影響する試薬については、形状、構造が図示さ | |
| 月 理 | (2)形状 | れているか。 | |
| | (4)ハンセヘ | (サイズが性能に影響を及ぼさない場合については、サイズの記載は | |
| | | 不要とする。) | |

| | 項目 | チェック内容 | 確認 |
|------|-------|------------------------------------|----|
| | (2)形状 | 形状、構造を図示している場合は、検体添加部、判定部等が明示さ | |
| 形状、 | | れているか。 | |
| | | 形状、構造を図示している場合は、当該品目の製品の外観がわかる | |
| 構造及び | | ような写真が添付されているか。 | |
| 及び | | 「反応系に関与する成分」を含めた測定原理となっているか。但し、 | |
| 原理 | (3)原理 | 学会等で公知とされる測定原理はその測定原理名を記載することで | |
| | | よい。 | |
| | | 反応系に関与する成分を含む構成試薬の名称は記載されているか。 | |
| | | 反応系に関与するすべての成分及びその分量又は含量の記載がある | |
| | | か。 | |
| | | (分量の記載については、測定単位あたり、または瓶あたり等の量で | |
| | | もよい。また、性能が確認できる範囲であれば巾記載でもよい。構 | |
| | | 成試薬が凍結乾燥品の場合、その旨を明記すれば使用時の濃度表示 | |
| | | でもよい。分量又は含量が巾記載の範囲内で異なる場合、また、反 | |
| | | 応系に関与しない成分(例えば防腐剤)の異なるものであって、性能が | |
| | | 同一である場合には申請書を1つにすることができる。) | |
| | | 分量を「U」「単位」等の単位で表す場合、その成分の規格が国際単位や | |
| | | 日本薬局方、日本工業規格(JIS)等の公定書に収載されている場合は、 | |
| | | その規格の単位を用いているか。 | |
| | | 自社独自に設定した単位を用いている場合は、単位の説明は記載さ | |
| 反点 | ぶ系に関与 | れているか。 | |
| する | 成分 | 抗体(抗血清)を用いている場合、由来の動物種がカタカナで記載され | |
| | | ているか。 | |
| | | 抗体(抗血清)を用いている場合、モノクローナル抗体、ポリクローナ | |
| | | ル抗体の別を明記しているか | |
| | | モノクローナル抗体の場合は産生細胞の名称が記載されているか。 | |
| | | 抗原(病原体等)でサブタイプが存在するものについて、その旨記載が | |
| | | されているか。 | |
| | | 核酸増幅法を使用する測定法である場合は、使用するプローブの塩 | |
| | | 基配列が記載されているか。 | |
| | | (反応特異性を担保するプローブの部位でよい。) | |
| | | 成分名を慣用名、略号で表記している場合、その正式名が併記され | |
| | | ているか。 | |
| | | 反応系に関与する成分が酵素等で標識されている場合は、標識物質 | |
| | | 名を省略せずに記載しているか。 | |

| | 項目 | チェック内容 | 確認 |
|--------------------|--------------|----------------------------------|----|
| | | 設定された品質管理項目の記載があるか。 | |
| | | (但し、当該体外診断用医薬品の特性より、合理的理由に基づき明ら | |
| | | かに不必要な項目については省略してもよい。省略する場合は、そ | |
| | | の理由を記載すること。) | |
| | | 設定された品質管理項目の記載があるか。 | |
| | | (但し、当該体外診断用医薬品の特性より、合理的理由に基づき明ら | |
| | | かに不必要な項目については省略してもよい。省略する場合は、そ | |
| | | の理由を記載すること。) | |
| | | 感度試験、正確性試験、同時再現性試験以外の項目を設定した場合 | |
| | | は、その項目の設定理由、試験方法の選択理由等の設定根拠が記載 | |
| | | されているか。 | |
| | 品質管理 | 測定試薬は定量性に関する設定、検出試薬は検出能に関する設定と | |
| 品目 | の方法 | しているか。 | |
| <u>-</u> 仕 様 | | 測定機器を用いる場合は、その測定機器の性能等を加味した具体的 | |
| 彻 | | な規格値が設定されているか。 | |
| | | 検体が 2 種以上あり、同一項目で性能が異なる場合は、それぞれに | |
| | | ついての性能が記載されているか。 | |
| | | 各項目にて管理用物質が用いられている場合は、その管理用物質の | |
| | | 詳細(管理用物質の由来等も含む)についての記載があるか。 | |
| | | 各試験において、測定範囲が記載されている場合、次項「測定範囲」 | |
| | | に記載された測定範囲と整合性が取れているか | |
| | | 試験に使用する検体について、濃度または濃度範囲等が規定可能な | |
| | | 場合にあっては濃度または濃度範囲等が記載されているか。 | |
| | 測定範囲 | 定量試薬の場合は代表的な機種を用いた測定範囲、定性試薬の場合 | |
| | (検出感 | は最小検出感度が例示されているか。 | |
| | 度) | 定量試薬の測定下限値は「0」となっていないか。 | |
| 七品 | | 試薬及び試液の調製方法と、操作方法が分けて記載されているか。 | |
| 作 | ∧ фл. | 検体の採取方法又は保存方法が測定結果に影響を及ぼし、特に注意 | |
| 操作方法又は使用方法 | 全般 | が必要である場合は、検体の採取方法又は保存方法が記載されてい | |
| | | るか。 | |
| 使用 | 試薬及び | 全ての試薬の調製法が記載されているか | |
| 方: | 試液の | そのまま用いる場合は、「なし」ではなく、「そのまま用いる。」と記 | |
| 法 | 調製方法 | 載されているか。 | |
| | | · | |

| | 項目 | チェック内容 | 確認 |
|------------|---------------|----------------------------------|----|
| | | 測定機器を使用する場合、使用機器名は一般的な名称(分光光度計、 | |
| | | 血液自動分析装置、血球計数器等)で記載されているか。 | |
| | | 専用機器試薬である場合は、専用機器の名称等を記載されているか。 | |
| | | 標準的な手順が記載されているか。機器で測定する場合は反応の流 | |
| | | れがわかるような、試薬側から見た操作法の必要項目が記載されて | |
| | | いるか。 | |
| 操 | | 検体量及び試薬量について、具体的な量が記載されているか。なお、 | |
| 操作方法又は使用方法 | | 巾記載、液量比の記載でもよい。 | |
| 法又 | 担/七十斗 | 測定波長については、具体的な数値が記載されているか。なお、機 | |
| は使 | 操作方法 | 器により測定波長が異なる場合は、測定が確認されている範囲内で | |
| 用土 | | あれば巾記載でもよい。 | |
| 法 | | 定性試薬である場合は、判定法(カットオフ値等)が記載されている | |
| | | か。 | |
| | | 操作方法について、用手法によるもの、測定機器によるもの、その | |
| | | 両方によるものが区別して記載されているか。 | |
| | | キット中の全ての試薬が操作方法中に記載されているか。 | |
| | | 定性試験と定量試験(又は、半定量試験)があり、それぞれ操作方法又 | |
| | | は使用方法が異なる場合は区別して記載しているか。 | |
| | (1)キット の構成 | 製造方法が試薬ごとに記載されているか。 | |
| | | キット製品の各構成試薬について、単独で流通されるような場合、 | |
| | | あるいは補充用として製することのある場合は、その旨が記載され | |
| | | ているか。 | |
| | | 反応系に関与する成分を含む構成試薬については最終容器充填工程 | |
| | | に使用する原料又は中間製品等の受け入れ工程から出荷判定を行う | |
| 製 | | までの全工程がフロー図等で記載されているか。 | |
| 製造方法 | (2)製造 | 反応系に関与する成分を含まない構成試薬についてはその試薬の、 | |
| 法 | 工程 | 受け入れ工程から出荷判定を行うまでの工程がフロー図等で記載さ | |
| | | れているか。 | |
| | | 容器に関して、その形状、構造が性能に影響する場合、フロー図中 | |
| | | に容器の受け入れ工程が記載されているか。 | |
| | (3)製造業 | 各工程を行う製造所情報(名称及び所在地、許可・認定を取得し | |
| | 者名及 | ている場合は許可・認定番号)が記載されているか。また、フロ | |
| | び住所 | 一図中にもわかりやすく記載されているか。 | |

| | 項目 | チェック内容 | 確認 |
|-------|-------------------------|------------------------------------|----|
| | | 製造工程が複数の製造所にわたる場合や、製造所は単一であるが、 | |
| | | その中で複数の製造施設で製造される場合は、その関連がわかるよ | |
| | (3)製造業 | うに記載されているか。 | |
| | 者名及び | 承認もしくは認証を取得しているもの、あるいは品目届出を行って | |
| | 住所 | いる体外診断用医薬品を組み込む場合、その構成品の製造販売業者 | |
| | | の名称、主たる事業所の所在地、製造販売業許可番号及び承認番号・ | |
| | | 認証番号・品目番号が記載されているか。 | |
| 製 | (4)設計管 | 当該品目の設計を行った者が当該申請者及び主たる機能を有する事 | |
| 製造方法 | 理を行っ | 業所と同じ場合はその旨、異なる場合については、設計管理を行っ | |
| 法 | た事業者 | た事業者の氏名もしくは名称が記載されているか。 | |
| | /E\ M ☆7 ₹ 1 | 工程中の検査を外部試験検査施設に委託する場合は、該当する工程 | |
| | (5)外部試験検査機 | ごとに、委託先試験検査施設の名称、所在地が記載されているか。 | |
| | | また、どの工程における検査項目を委託しているかがわかるよう記 | |
| | 関 | 載されているか。 | |
| | (6)構成製 | シリーズの場合、シリーズ全体の承認(認証)等の区分ごとに構成製品 | |
| | 品 保政 | 名及び一般的名称の一覧が記載されているか | |
| | ПП | (構成製品が多いときは別紙として記載してもよい) | |
| | | 貯蔵方法は記載されているか。 | |
| | | (室温(1~30℃)で安定であり、特別な注意を要しない場合は空欄でよ | |
| | | い。室温以外で3年以上安定なものは貯蔵条件のみを記載すること。) | |
| 100 荷 | 方法及び | 有効期間は記載されているか。 | |
| | 期間 | (3年以上安定である場合は未記載でよい。) | |
| 有劝 | 为印 | 有効期間はキットの特性や流通期間を考慮した設定となっている | |
| | | か。 | |
| | | キットとしての貯蔵方法及び有効期間が設定されているか。 | |
| | | 構成試薬ごとに異なる設定をする場合は、構成試薬ごとの貯蔵方法 | |
| | | 及び有効期間が記載されているか。 | |

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|-----------|----------------------------------|----|
| | 当該品目の製造工程を行う事業所の、製造業者名・所在地、製造許 | |
| | 可(認定)番号、許可・認定区分が記載されているか。また、製造業許 | |
| | 可(認定)申請中である場合は、その旨が記載されているか。 | |
| | (FD 申請の場合) | |
| | a.名称:製造販売する品目の製造所の名称を記録すること。 | |
| | b.国名コード:製造販売する品目の製造所の国名に対応するコー | |
| | ドを記録する。国名コードに対応するコードがない場合は「不明・ | |
| | その他」のコードを記録すること。 | |
| | c.国名:国名コード欄に「不明・その他」に対応したコードを記録し | |
| | た場合には、具体的な国名を記録すること。 | |
| | d.所在地:製造販売する品目の製造所の所在地を記録すること。 | |
| | e.許可区分又は認定区分:取得している(又は許可申請中、認定申請 | |
| | 中の)製造業の許可区分又は認定区分に該当するコードを記録するこ | |
| | と。 | |
| | f .許可番号又は認定番号は、許可年月日又は認定年月日:製造業の | |
| | 許可又は認定を取得している場合に記録すること。許可番号又は認 | |
| 製造販売する | 定年月日欄には該当する製造業の許可又は認定番号を記録し、許可 | |
| 品目の製造所 | 年月日又は認定年月日の欄には、その許可年月日又は認定年月日(許 | |
| 品口*/双垣/// | 可、認定ともに有効期間の始期)を記録すること。 | |
| | g.申請中の情報:製造業の許可又は認定が申請中の場合に記録する | |
| | こと。申請中を示す記号欄には「1」を記録し、システム受付番号欄 | |
| | には申請中の申請書の書類の受付番号を、申請年月日欄にはその提 | |
| | 出年月日を記録すること。 | |
| | h.適合性調査の有無、適合性調査申請提出先:適合性調査の有無欄 | |
| | には適合性調査がある場合には「1」を記録し、適合性調査申請提出先 | |
| | 欄に該当する提出先のコードを記録すること。適合性調査がない場 | |
| | 合には「2」を記録すること。 | |
| | i .外部試験機関等 | |
| | (a)名称:試験を行う試験機関等の名称を記録すること。 | |
| | (b)住所:試験を行う試験機関等の住所を記録すること。 | |
| | (c)適合性調査の有無、適合性調査申請提出先:外部試験を行う試験 | |
| | 機関等において、適合性調査の必要がある場合記録すること。 適 | |
| | 合性調査の有無欄には適合性調査がある場合には「1」を記録し、適 | |
| | 合性調査申請提出先欄に該当する提出先のコードを記録すること。 | |
| | 適合性調査がない場合は「2」を記録する。 | |

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|--------|----------------------------------|----|
| | 原薬等登録簿に登録された原薬等を使用する場合であって、その原 | |
| 原薬の製造所 | 薬等の製造に製造業許可もしくは製造所の認定を必要とする場合 | |
| | は、その製造所の製造業者名、製造許可・認定番号、許可・認定区 | |
| | 分が記載されているか。また、製造業許可(認定)申請中の場合は、そ | |
| | の旨が記載されているか。 | |
| | 製造販売業の種類、許可年月日、許可番号、許可区分、主たる機能 | |
| | を有する事業所の所在地が記載されているか。また、製造販売業の | |
| | 許可申請中の場合は、主たる機能を有する事業所の所在地を含め、 | |
| | その旨が記載されているか。 | |
| | FD 申請にあっては、保険適用を希望する場合、保険適用希望<コー | |
| | ド 41>が記載されているか。 | |
| | 先発品がある場合は先発品承認番号が FD 承認番号形で記載されて | |
| | いるか。 | |
| 備考1 | 一物多名称の承認申請の場合に該当するコードを記載しているか。 | |
| 1佣/5 1 | 外国製造販売承認に係る場合、申請時に以下の機構が記載されてい | |
| | るか。 | |
| | 【申請者の業務を行う役員】: 氏名欄に、製造販売業者が法人である | |
| | ときには、その業務を行う役員の氏名とふりがなを記載する。 | |
| | 【選任製造販売業許可】: 許可の種類欄には対応するコードを記載す | |
| | る。すでに許可を取得している場合には、その許可番号と年月日を | |
| | 記載し、許可申請中である場合には、申請中を示す記号欄に「1」を、 | |
| | システム受付番号欄・申請年月日欄には、対応する許可申請書のシ | |
| | ステム受付番号・申請年月日をそれぞれ記載する。 | |
| | FD 申請であって、優先審査の場合は、該当するコードが記載されて | |
| | いるか。 | |
| | 例)体外診断薬の貯蔵方法及び有効期間の変更<コード 18000> | |
| | 承継及び承継に準ずる申請(マルT)<コード 15000> | |
| | 商標権抵触等による販売名の変更(マル名)<コード 16000> | |
| 備考 2 | 製造所の変更等 | |
| | 承認申請区分(新規品目、承認基準外品目、承認基準品目、基準不 | |
| | 適合品目)が記載されているか。 | |
| | 適合性認証基準、承認・認証不要基準に適合しないものとして製造 | |
| | 販売承認申請を行った場合は、当該基準に適合しない理由の説明が | |
| | 記載されているか。 | |
| | 放射性体外診断用医薬品である場合はその旨の記載があるか。 | |
| | | |

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|-----|---------------------------------|----|
| | 安定性試験を継続している場合は、その旨の記載があるか。 | |
| | 添付資料の有無は「有」となっているか。 | |
| | 承認前試験対象品目である場合はその旨の記載があるか。 | |
| | 遺伝子組み換え技術を利用して製造されたものである場合は「遺伝 | |
| | 子組み換え技術利用」と記載されているか。 | |
| | 付属品がある場合はその旨とその内容が記載されているか。 | |
| | 保険適用希望の有無及びその区分は記載されているか。 | |
| | FD 申請の場合は医療用・一般用の別で記載されているか。 | |
| 備考2 | 保険適用を希望しない場合は、理由が記載されているか。 | |
| | クラス分類コードの記載があること。 | |
| | 一般的名称が記載されていない場合は、当該体外診断用医薬品の概 | |
| | 要(測定項目の概要及びその体外診断用医薬品の臨床的意義を含み、 | |
| | 300 字程度)が記載されていること。 | |
| | 一物多名称の申請の場合は、理由及び「平成〇年〇月〇日申請の× | |
| | ××の一物多名称」と記載されていること。また、その理由を説明 | |
| | する資料が承認申請書に添付されていること。 | |
| | 添付文書(案)は添付されているか。 | |

6. シリーズ申請

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|--------|----------------------------------|----|
| | 名称について、一般的名称にはシリーズとしての一般的名称と分類 | |
| | コード番号、販売名にはシリーズとしての販売名が記載されている | |
| | か。 | |
| | 紙申請の場合、構成品目毎に構成製品書に記載されているか。 | |
| シリーズ申請 | FD 申請の場合、構成製品毎に【連番】には各構成製品の連番、【構 | |
| | 成製品名】には連番に対応する構成製品名、以下【使用目的】~【備 | |
| | 考 2】までの項目が記載されているか。 | |
| | シリーズ申請の理由が記載されているか。なお、一部変更申請の場 | |
| | 合も記載すること。 | |

7. 一部変更申請

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|-------|----------------------------------|----|
| 人加切去否 | 変更前申請品目の承認書の写しや軽微変更届の写しが添付されてい | |
| 全般的事項 | るか。 | |
| | 承認年月日、承認番号が正しく記載されているか。 | |
| | (承認年月日、承認番号が承認書の写しと同じか確認すること。) | |
| | 紙申請の場合、変更項目について内容を記載し、変更のない項目に | |
| | ついては「変更なし」と記載されているか。 | |
| 申請書 | FD申請の場合、共通ヘッダ、申請の別、名称等すべての項目が記載 | |
| 中語音 | されているか。 | |
| | シリーズ申請であって、構成製品の削除を行った場合は、当該番号 | |
| | は欠番とされているか。 | |
| | シリーズ申請であって、構成製品の追加を行った場合は、追加した | |
| | 品目について、申請区分ごとの品目数が記載されているか。 | |
| | 過去に承認事項の一部変更申請を受けている場合は、備考欄に承認 | |
| | の経過が記載されているか。 | |
| | 備考欄に変更理由及び変更内容の具体的内容が比較表の形式により | |
| | 記載されているか。 | |
| | 有効期間の延長だけを目的とした一部変更申請の場合、申請書にそ | |
| | の旨の朱書き(貯)があるか。 | |
| 備考 | 製造所変更迅速審査対象となるものについては、朱書きで | |
| 佣石 | 製造所」と記載しているか。 | |
| | FD申請であって、優先審査の場合は、該当するコードが記載されて | |
| | いるか。 | |
| | 例)体外診断薬の貯蔵方法及び有効期間の変更<コード 18000> | |
| | 承継及び承継に準ずる申請(マルT)<コード 15000> | |
| | 商標権抵触等による販売名の変更(マル名)<コード 16000> | |
| | 製造所の変更等 | |

【添付資料】

8. 全体

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|----|---------------------------------|----|
| | 添付資料は邦文で記載されているか。 | |
| | 当該添付資料が邦文で記載された物でない場合は、その概略を翻訳 | |
| | したものを添付しているか。(この場合は、翻訳前の原文もあわせて | |
| | 提出する。) | |
| | 当該品目において不要と判断される資料があった場合、不要である | |
| 全体 | 理由が記載されているか。 | |
| 主件 | 各資料中の各試験において、試験実施の場所、責任者、期間等の詳 | |
| | 細が記載されているか。 | |
| | 各資料中の試験において、試験実施者本人又は資料作成者の署名及 | |
| | び陳述がされているか。 | |
| | 資料の作成に際しては、目次の作成あるいは資料に頁を附番するな | |
| | ど見やすく編集されているか。 | |

9. イ)起源又は発見の経緯及び外国での使用状況等に関する資料

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|---------------------------|---------------------------------|----|
| | 当該品目の発見の経緯、国内外での使用状況、臨床診断上の意義に | |
| | ついて記載されているか。 | |
| ①起源または発 | 開発の目的から、診断薬として臨床的意義を見いだすまでの経緯を | |
| 見の経緯及び | 種々の提出文献や資料に基づき説明されているか。 | |
| 外国での使用 | 外国での使用状況が説明されているか。 | |
| 状況等に関す | 臨床診断上の意義が外国資料や国内資料等のデータに基づき、その | |
| る資料につい | 有用性が簡潔に説明されているか。新規品目については、既存の測 | |
| | 定項目や診断との比較及びそれらに対する位置づけについても説明 | |
| | されているか。 | |
| | 特許等特に記載しておく必要がある場合、そのことが記載されてい | |
| | るか。 | |
| | 新規性又は特徴等について以下の項目ごとに簡単でわかりやすく説 | |
| ②申請品目の説 | 明されているか。 | |
| 明に関する資料について | * 測定方法(測定原理、操作方法、判定方法) | |
| | 原理に関しては、反応の流れがわかるような記載となっているか | |
| | *既存の体外診断用医薬品との類似性の説明(新規品目に該当しない | |
| | 旨の説明も含む)がされているか。 | |

10. ロ)仕様の設定に関する資料

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|------------------------------------|---|----|
| ①品質管理の方 法に関する資 | 自ら設定した品質管理の方法に基づいて行われた実測値が記載されているか。 | |
| 料について | 実測値は3ロット以上、1ロットにつき3回以上の測定成績であるか。 | |
| ②測定範囲等に 関する資料に ついて | 測定試薬においては測定範囲(上限及び下限値)の記載がされているか。 検出試薬においては最小検出感度に関する試験成績が記載されているか。 | |
| ③較正用の基準 物質の設定に 関する資料に ついて | 較正用基準物質又は標準物質の詳細(各々の由来を含む)、設定根拠、 組成、純度及び濃度あるいは力価について記載されているか。 | |
| | 基本要件適合性チェックリストに基づき「基本要件への適合性を証明する資料」が作成されているか。 当該体外診断用医薬品に適切な規格・基準がない場合、必要な試験を行い、採用したその試験の設定の妥当性について説明されているか。 | |
| ④基本要件への 適合に関する 資料について | 自己宣言書が添付されているか ・基本要件及び承認基準が存在する品目にあって当該承認基準に適合するものとして申請する場合には当該承認基準に適合していること、並びに、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理規則に適合して製造されるものであることの旨が記載されているか。 ・承認基準外品目若しくは基準不適合品目の場合は、基本要件及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理規則に適合して製造されるものであることの旨が記載されているか。 ・宣言は、代表取締役か総括製造販売責任者が行っているか。 | |

11. ハ)安定性に関する資料

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|----------------|--|----|
| 保存条件及び有効期間の設定に | 試験期間は設定された貯法のもとで有効期間 $+\alpha$ で行われているか。 | |
| 関する資料につ | 試験項目は、品質管理の方法に定めのある項目で行われているか。 | |
| 対する具体にう | 3 ロット以上、1 ロットにつき 2 回以上、有効期間 + α の時点を含め | |
| | 3時点以上の測定成績に基づき有効期間が設定されているか。 | |

12. 二)性能に関する資料

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|---------------|-----------------------------------|----|
| ①性能に関す | 測定品目であり、純物質等で一定の濃度の溶液が調製できるものに | |
| る資料につい | ついては添加回収試験が行われているか。 | |
| て | 測定品目の場合、希釈試験が行われているか。 | |
| ②操作方法に | 用手法の製品において重要な反応条件(反応時間等)に関する試験成 | |
| 関する資料に | 績について記載されているか。 | |
| 対りの質材に ついて | 検体の採取方法に特別な注意が必要である場合、その根拠が記載さ | |
| | れているか。 | |
| ③検体に関す | 「「「「「」」 | |
| る資料につい | 反応特異性(共存物質の影響、交差反応性、非特異反応、不活性化の | |
| て | 影響、抗凝固剤の影響等)に関して記載されているか。 | |
| ④既存体外診 | 承認基準(認証基準不適合品の場合は認証基準)に関する通知を参照 | |
| 断用医薬品と | し、相関性に関する資料を作成しているか。 | |
| の相関性に関 | | |
| する資料(新 | 承認(認証)基準不適合品又は承認(認証)不要基準不適合品の場合は、 | |
| 規品目以外) | 不適合の理由について説明しているか。 | |
| について | | |
| ⑤セロコンバー | | |
| ジョンパネル | セロコンバージョンパネル等があり、それらの検討が必要とされて | |
| 等を用いた試 | | |
| 験に関する資 | いる項目について当該試験成績が記載されているか。 | |
| 料について | | |

13. ホ)リスク分析に関する資料

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|---------|---------------------------------------|----|
| | JIS T 14971 を参照して、リスクマネジメントの社内体制及びその実 | |
| | 施状況の概要が示されているか。 | |
| ①リスク分析実 | リスク分析に当たり、当該想定されるリスクが臨床上の有用性と比 | |
| 施体制に関す | 較して受容可能である旨の説明がされているか。 | |
| る資料及び重 | <厚生労働省等から安全対策上の対応を求められたハザードの場合> | |
| 要なハザード | そのハザードのリスク分析及び行ったリスク軽減措置を表形式で要 | |
| に関する資料 | 約されているか。 | |
| について | <リスク分析の結果、重大なハザードが認められた場合> | |
| | そのハザードのリスク分析及び行ったリスク軽減措置を表形式で要 | |
| | 約されているか。 | |

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|---------|-------------------------------------|----|
| ②構成試薬に含 | | |
| まれる成分に | | |
| 関する資料(ヒ | HBV、HIV の存在を否定する試験成績、HCV については試験結果が | |
| ト血液由来の | 記載されているか。 | |
| 成分の場合)に | | |
| ついて | | |

14. へ)製造方法に関する資料

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|------------|---------------------------------------|----|
| 製造方法に関する資料 | 薬食機発第 0216005 号の別紙 2 を参考に製造工程の全工程の記載が | |
| | されているか。 | |
| | 当該体外診断用医薬品の構成試薬を補充用単品として流通させる場 | |
| | 合、その旨が記載されているか。 | |
| | 製造工程と品質検査項目について、その工程を行う製造所情報(以下 | |
| | の3点)とともに工程フロー図中に記載がされているか。 | |
| | i)製造所の名称 | |
| | ii)製造所の所在地 | |
| | iii)許可・認定を取得している場合は許可・認定番号 | |
| | なお、許可・認定申請中の場合は、その旨を記載しているか。 | |
| | 製造工程が複数の製造所等で行われる場合、その関連がわかるよう | |
| | に記載されているか。 | |
| | 品質検査項目毎に、検査の目的、検査概要、品目仕様との関連につ | |
| | いての説明が記載されているか。 | |
| | 品質検査を委託する場合、どの製造工程中における検査項目である | |
| | かの記載及び次のことが記載されているか。 | |
| | i)委託する検査項目 | |
| | ii)委託先氏名、住所 | |
| | iii)検査所の名称、所在地 | |
| | 設計管理を行った事業者及びその事業所について記載されている | |
| | か。 | |
| | 承認若しくは認証を取得しているもの、或いは品目届出を行ってい | |
| | る体外診断用医薬品を組み込む場合、次の項目が記載されているか。 | |
| | i)その構成品の製造販売業者の名称 | |
| | ii)主たる事業所の所在地 | |
| | iii)製造販売業許可番号及び承認番号・認証番号・届出番号 | |

15. ト) 臨床試験の試験成績に関する資料

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|---------|----------------------------------|----|
| | 新規品目及び承認基準外品目等のうち新しい臨床診断上の意義を標 | |
| | 榜するものである場合は、その新たな臨床診断上の意義の根拠とな | |
| 臨床試験の試験 | る臨床試験の試験成績が記載されているか。 | |
| 成績に関する資 | 施設及び検体数は原則として2施設以上150検体以上(正常範囲を含 | |
| 料 | む)となっているか。 | |
| | 血液型判定用医薬品のうち「血液型判定用抗体基準」の改正を要す | |
| | る場合、改正(案)が添付されているか。 | |